

議案第 5 7 号

外手児童館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

外手児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、外手児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
外手児童館	東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号 社会福祉法人雲柱社 理事長 小磯 満	令和 8 年 4 月 1 日から令 和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

外手児童館の指定管理者を指定する必要がある。